

第2回 屋久島町支所庁舎活用等検討委員会

日時：平成30年6月27日（水）14:00～

場所：尾之間支所 4F会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 資料説明
- 3 協議事項
 - ・ 前回は踏まえて
 - ・ 尾之間支所内視察
 - ・ 尾之間支所を中心とした活用案についての意見交換
 - ・ その他
- 4 その他
- 5 閉会

『すこやか子育て交流館 りぼんかん（鹿児島市）』に関する資料

（HPより抜粋）

施設の紹介

☆設置目的

近年の少子化、核家族化の進行や、共働き世帯の増加に伴う近隣との人間関係の希薄化等により、子育て中の親が、気軽に相談できる相手や中間が身近にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっています。

このため、子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て家庭や団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として「すこやか子育て交流館（りぼんかん）」を整備しました。

この施設では、「ひろがる笑顔、支えあう子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、地域の子育て支援機能のさらなる充実を図ります。

☆施設の愛称

施設の愛称である「りぼんかん」は、公募により459件の応募の中から決定しました。

この愛称には、「いろいろな人と結び合う公園のような交流館になってほしい」との願いが込められており、以下の観点から選定されました。

1. 子どもが文字を読めなくても、視覚的なイメージで覚えることができる。
2. 「りぼん」という言葉に「人と人とを結び合う」という願いが込めてあり、子育てを孤立させない、皆でつながって支え合うといった交流館のコンセプト、機能をイメージできる。
3. 選定基準の「子どもにも親しみやすい、分かりやすい、語呂がよい、施設の機能をイメージできる」などに合致している。

☆施設の主な機能

《つどい・ふれあい・交流する》

○子育て中の親と子がつどい、ふれあう場を提供します。

○遊びやイベントを通じて、親子・異年齢・世代間の交流を促進します。

《遊び・学び・体験する》

○子どもたちが、天候に左右されず、思いっきり体を動かして遊べる場を提供しま

す。

○遊びの中で学び、家庭ではできないことを体験できる機会を提供します。

○子育て中の親も共に考え、学ぶ機会を提供します。

《子育て相談・援助》

○子育てに関する相談や子育て支援の施策により、子育て中の親を援助します。

○子どもの一時的預かりを実施します。

《子育てネットワークづくり》

○子育てグループの支援、育成、組織化を促進します。

○子育て支援施設や関係機関と連携し、社会全体での子育て支援を推進します。

○情報コーナーやホームページ等により子育て情報を発信します。

☆利用にあたって

りぼんかんの利用にあたっては、安全にご利用いただくため、原則としてお子様には必ず保護者が同伴してください。

また、りぼんかんを初めてご利用いただく際は、利用申請書の記入が必要ですので、受付で利用申請書の記入をお願いします。

利用申請書の記入後、鹿児島市に居住、通勤又は通学されている方には、鹿児島市子育て支援施設利用証（利用証）を発行します。次回ご利用の際は、受付で利用証の提示をお願いします。

なお、鹿児島市外にお住まいの方もりぼんかんをご利用いただけますが、利用証は発行しておりませんので、ご来館の都度、利用申請書の記入をお願いします。（利用証をお持ちでない場合、専門相談はご利用いただけません。）

利用証は親子つどいの広場（なかまっち、たにっこりん、なかよしの、いしきらら）でも交付しており、りぼんかんを含む5施設では、利用証は共通で使用できます。

④ りぼんかんは小学校3年生以下の子どもが対象ですが、親子つどいの広場は小学校就学前の子どもが対象です。

☆休館日・開館時間

開館時間	9時～17時
休館日	毎月第1月曜日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)

☆各階平面図・各部屋の紹介

1階



部屋名	施設内容	収容人数	面積
ふれあいランド	大型遊具やおもちゃ、絵本等を備え、天候に左右されることなく、いつでも快適に遊べる。また、フロアは子どもの年齢層ごとに区分され、親同士が安心して気軽に交流し、子育てについて情報交換などができるスペース。	約 80 人	418 m ²
じゃぶじゃぶひろば	温水を利用し、1年中水遊びができるスペース。 ② じゃぶじゃぶひろばをご利用の方は水着もしくは水遊びパンツをご使用ください。	約 15 人	57 m ²
さらさらひろば	安全で衛生的に砂遊びができるスペース。	約 8 人	27 m ²
情報コーナー	子育て家庭や家庭事故防止に関する情報を展示するとともに、パソコンでさまざまな情報を収集できるスペース。	—	—
受付	利用の受付や施設の案内等を行うスペース。	—	—

2階



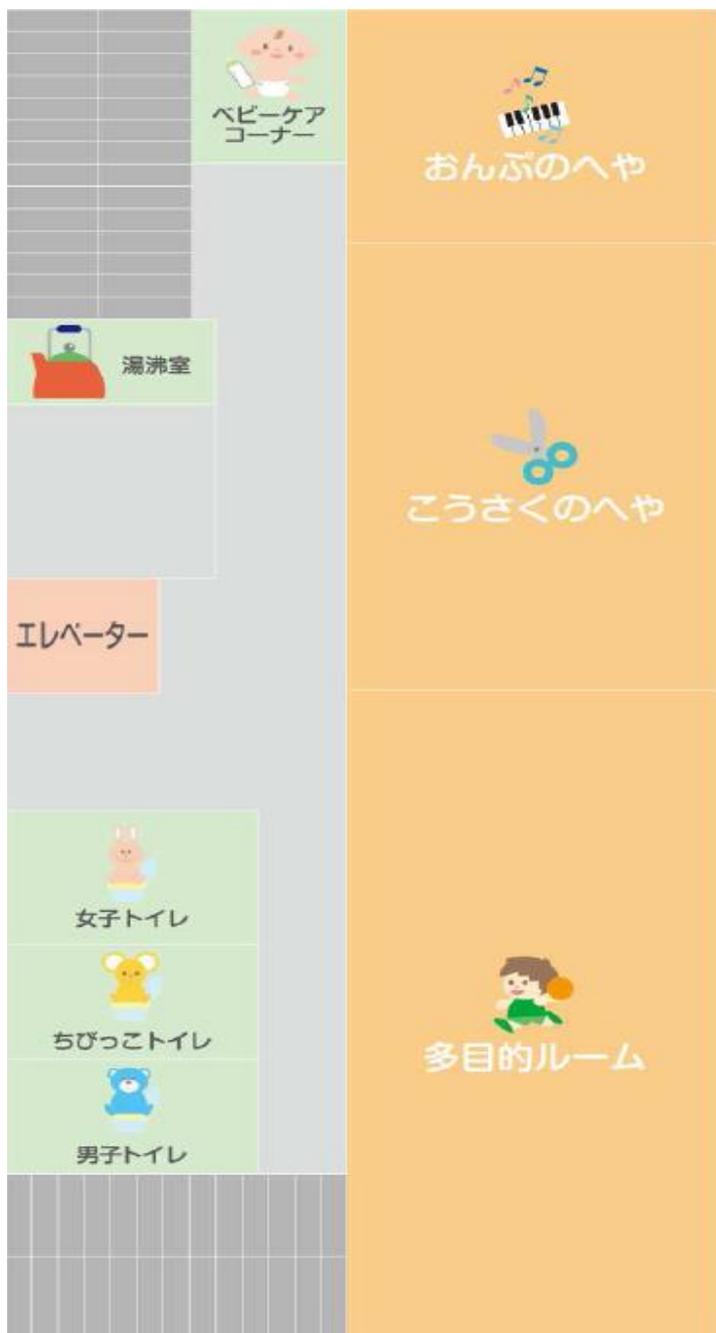
部屋名	施設内容	収容人数	面積
おりょうりのへや	子どもと一緒に お菓子づくり などができるほか、子どもの健やかな成長に役立てるための講座や調理教室を行うスペース。	18人	89㎡
託児ルーム	子育て家庭において保護者の気分転換や急な用事などに対応するため、乳幼児を一時的に 預かる スペース。	約10人	71㎡
みはらしカフェ	雄大な桜島を望みながら、親子で 食事 をしたり、親子同士で気軽に 交流 できるスペース。	約40人	212㎡

3階



部屋名	施設内容	収容人数	面積
お話しサロン	子育てに関する相談会を定期的を開催するとともに、随時の子育て相談を行うスペース。	約40人	212㎡
学習室	子育て団体等のさまざまな会議やネットワークづくり等に活用できるスペース。	36人	69㎡
サポータールーム	施設で活動するサポーターやボランティアのためのスペース。	—	36㎡

4階



部屋名	施設内容	収容人数	面積
多目的ルーム	子育てに関する講座、子育て団体等との合同研修会の開催や映画会、体操などができるスペース。	60人	106㎡
こうさくのへや	紙、木、粘土などを用いた工作を行うスペース。	20人	69㎡
おんぶのへや	いろいろな楽器を使って、演奏したりできるスペース。	約20人	35㎡

その他

配置	部屋名	施設内容	収容人数	面積
屋外	おひさまひろば	おひさまの下で遊べる芝生のスペース。	約30人	438 ㎡
その他	授乳室・おむつ交換	4階までの各階に設置。授乳やおむつ交換ができるスペースで、1階部分には、マッサージ機を設置したりフレッシュコーナーがある。	—	—
	ベビーカー置場	1階に設置。ベビーカーを置くことのできるスペース。	—	20㎡
	トイレ	男女・こどもトイレは4階までの各階に設置。多目的トイレは1階、2階に設置。	—	—
	太陽光発電装置	環境に配慮するため、太陽光発電装置を設置。(太陽電池出力10kW)	—	—

☆施設の利用対象者

りぼんかんの利用対象者は下記のとおりです。

- 小学校3年生までの者及びその家族
- 妊娠中の者及びそのものに同伴する者
- 子育て支援に係る活動を行う者
- 子育てに係る相談等を希望する者

☆施設の利用料

専用使用料

施設名	使用料 (1時間につき)
学習室1	150円
学習室2	150円
おりょうりのへや	350円
こうさくのへや	300円
多目的ルーム1	150円
多目的ルーム2	300円

一部使用料

施設名	使用料(1時間につき)
おりょうりのへや	調理台1台につき70円
託児ルーム	一人につき500円

1. 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
2. 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

☆使用料の減免

次のいずれかに該当する場合、使用料が減額または免除になります。詳しくは、お問い合わせください。

- (1)鹿児島市が主催する行事のために有料施設を使用するとき・・・使用料を免除
- (2)登録団体がその活動として有料施設を使用する場合で、市長が必要と認めるとき・・・使用料を免除
- (3)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、原爆被爆者に対する医療特別手当証書、特別手当証書、原爆小頭症手当証書、健康管理手当証書もしくは保健手当証書をお持ちの方が有料施設を一部使用するとき・・・使用料を免除
- (4)市内の障害者の方が有料施設を専用使用する場合で、市長が必要と認めるとき・・・使用料の50%を減額
- (5)市内の障害者の団体が有料施設を専用使用する場合で、市長が必要と認めるとき・・・使用料の50%を減額
- (6)市内の保育所その他保育施設、学校、幼稚園に類する施設が行事で有料施設を使用する場合で、市長が必要と認めるとき・・・使用料の50%を減額
- (7)一時預かりを使用する場合で、同一時間帯に同一世帯の2人以上の子どもを預けるととき・・・2人目以降の使用料の50%を減額
- (8)市が共催する行事を行うために有料施設を使用する場合で、その行事が市の児童福祉の向上に寄与すると認められるとき・・・使用料の30%を減額
- (9)その他市長が必要と認めるとき

託児ルーム(一時預かり)のご案内

☆1日の流れ

りぼんかんの託児ルームでは、生活のリズムを整え、また他のお子さんたちと一緒に集団で過ごすことから、下記の時間帯を設けています。お預けになる時間帯が下記の時間帯にかかる場合は、ご家庭でのお子さんの起床や食事の時間の参考にしてください。

- 昼食の時間は、11：30～12：30
- お昼寝の時間は、13：00～14：30
- おやつのはきは、14：30～15：00
- その他の時間は遊びの時間となります。

④ 3歳から6歳のお子さんでお昼寝が不要な場合は、お昼寝の時間に静かな遊びをしますので、託児ルームのスタッフにお伝えください。

④ 乳児さんについては、授乳やお昼寝の時間は別途対応もできますので、託児ルームのスタッフにご相談ください。

☆利用について

預けられる子どもの年齢

2 ヶ月から就学前

☆利用時間

休館日（第 1 月曜日と年末年始）を除き、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

⑨ 日曜日から土曜日までの 1 週間に 2 日まで利用できます。

☆利用料金

子ども 1 人につき 1 時間 500 円

⑨ 同じ世帯で 2 人以上預ける場合、2 人目以降は半額

⑨ りぼんかん主催講座・相談・リフレッシュルームの利用の際に、減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

⑨ 予約の時間よりもお迎えが遅くなった場合は、1 時間単位で利用料がかかります。

第2回支所庁舎活用等検討委員会 議事要旨

日時：平成30年6月27日（水）14：00～

場所：尾之間支所4F会議室

○ 尾之間支所を中心とした活用案についての意見交換

●委員：吹上に行った際、屋久島にスポーツ関係の施設があればいいなあと思った。人を集めることが一番だ。

→委員：奄美や中種子の施設にかなり人が行ってる。子どもを鹿児島県の学校に行かせているとき、屋久島で合宿できませんかと尋ねられた。尾之間は、下に立派なグラウンドもあるし、雨天時は屋根付が使える。そこを利用しないと。庁舎のすべてを宿泊施設にしなくても大体30人くらいが泊まれるようにして、食事スペースがあれば十分いけるのでは。

●委員：尾之間区で出た話は？

→委員：区で意見募集しても、町がした意見募集と似たような意見がいくつも出ている。特に〇〇にしてほしいというような決め方はせず、尾之間支所であれば、平内～高平くらいが利用区域という考え方を持てば、そこら辺の意見も求めたい。

→委員：尾之間支所はスペースが多いから、いろいろな利用ができるからね。

●委員：例えばコワーキングスペースと出ているが、一体需要がどのくらいあるのだろうか。意見を挙げた個々は需要があると思っているだろうが、もしそのために整備をして需要がなかったらどうするのか？

●委員：一番は、高齢者や子どもたち、子育て世代がいつでも集える場という意見もいっぱいある。

●委員：図書室を図書館にして、尾之間支所内1Fか2Fに移設したらとの意見もある。

●委員：役場庁舎だけでなく、中央公民館も関連付けて検討してほしい。

→委員長：必要だと思ったので、今回事務局に図面も準備していただいた。何かあれば駐車場問題や建築年数の古さからも、個人的には中央公民館をなくして、尾之間庁舎に移してもいいのかなあ。

→委員：どこの市町村も大体役場庁舎の近くにある。町は、尾之間中央公民館を中央公民館として残すことを考えているのか。

→委員：中央公民館まで含めて検討した方がいいだろうなあと思う。

●委員長：駐車場と言えば安房の話になり恐縮だが、安房体育館が避難施設になっているが、実際避難というときに、歩いて避難する人がどのくらいいるだろうか？おそらく車だろう。現状も体育館で大会等催されたとき駐車スペースは足りていない。

●委員長：平内の民具倉庫も、旧町から集めたものがいっぱいあるが、今の建物も古い。移すということも考える必要があるのでは。

●委員：尾之間中央公民館の利用はかなり多い。これは、尾之間区の管理センターが飽和状態で、集落の会議などが中央公民館で開かれているということもあるのか？

→委員：区の関係や農業関係の会は、ほとんど管理センターで行っているため、中央公民館を利用することはほぼない。

→事務局：中央公民館 2F の利用内容は週 3 日が「やくコミュニティ」、週 1 日が「空手」とほぼ週 4 日は利用されている。

→委員：会議で利用しているわけじゃ？

→事務局：2F を会議で使うのは、現在では選挙説明会ぐらいで、あとは、庁舎の会議室を利用することが多い。

●委員：維持経費が年間 2 千万円ほどかかると聞いたが、町が単独で使うなら、背負わねばならない。お金がかかるなら、建物に入りたい事業所があれば、経費を分担したりしないと。

→委員：建物の所有権は町のまま？利用する側には家賃をとるということか？

→事務局：そういう可能性もあります。

→委員：コミュニティも使うときの利用料しか入らない。

→委員：入るものにより家賃が発生する。図書室等が入れば、家賃は発生しないよね。

●委員：子どもたちの遊び場だとか、町民の憩いの場、お年寄りの憩いの場を否定するわけじゃないが、違う視点から。町の課題は何？各集落人口が減り、高齢化が進み大変な状況を迎える。そういった中、課題解決に向けた施設活用案を考えるべきではないか。町の振興計画の審議会はできているのか？

→委員長：審議会は起ちあがったばかり。

→委員：支所の利活用を考えるには、振興計画との整合性も必要なのでは。南部の活性化については、合併時の「まちづくり計画」で、農業の振興と温泉活用をうたっている。

→委員：尾之間と言えば温泉だから、温泉を引いて湯に入るようなものを造れば、民宿や食堂もできてくる。観光客を相手にしないと、お金は生まれない。

●委員：農協に管理委託させるなど、思い切った手法で。民間活力を活かさない町だけではダメ。

●委員：お年寄りの施設は確かに重要だと思うが、町の状況からそんな余裕があるのか、ほかに優先順位が高いものがある。お金を生むものとか。

→委員：高齢者や子どもが多い地域となると、自分たちが欲しい施設といえば「高齢者向け」や「子ども向け」という意見になる。

→委員：それは否定しない。

●委員：宮之浦区では、屋久島館を運営するようになり、区の持ち出しが多く大変である。

●委員：アンケートでも高齢者や子育て支援に利用したらとの意見が多い。「りぼんかん」をみても、行政がそれだけのスタッフを揃え対応するのは厳しいのでは。社会福祉協議会でも高齢者対応の職員でさえ人手不足。

●委員：宮之浦もそうだろうが、尾之間も役場庁舎ができる際は、「役場ができるなら土地は仕方ない」ということで畑を役場にした。だから、地域の人のためになる、地域が欲しい施設にという高齢者の話を聞く。地域活性化といえば、産業振興。産業振興の観点でいけば何がいいのか、観光なのか。歴史民俗資料館などをここに持ってきて、その波及効果でいろんなものができる、とか考えるのか。町が考えたってダメだということで、コンサルタントに地域活性化の形を作ってもらい、施設の活用を出してもらうのも一つの手法だが、成功するかどうか。失敗したら、自分らで考えなかったからと非難されるだけ。

→委員：それを言うとももできない。今の時代、国も県もお金がない市町村に下ろしてくる。だから市町村は地域に下ろしてくる。ボランティアは短期間ならいいが長続きはしない。子どもたちを遊ばせたり、お年寄りの触れ合いの場、ないにこしたことはないが、一角を使えばいい。尾之間支所にはスペースがある。

→委員：その一角に欲しいという願いだと思う。

→委員：尾之間支所は広いから、何でもできる。

●委員：農協の話が出たが、今の施設が老朽化しているから新しい事務所として申し入れているのではないか。本来であれば、購買のそばに事務所を建てたらいいじゃないかと思う。農協以上にこういう施設という使い道があればそっちがいい。

●委員：建物は立派だから、宿泊施設にして、下は温泉にしては。

→委員：形状を変えるというのはまた別で、産業振興につながるアイデアを考えることがまずでは。農協も道に面して建替え等しづらい。郵便局も道路に駐車して利用されている。住民の利便性を考えれば、この中に農協も郵便局もあった方が使いやすい気がする。農協は、

入りたい希望があるが、形状を変更する場合は、あなたたちの経費でやってくれば。

→委員：当然だと思う。

→委員：屋久島町も集落にしても大変なわけだから、大胆な発想で可能性を追求しないと。

●委員：尾之間支所の意見には、農協や歯医者があった。尾之間支所はこんなですよと、公募してというのはできないんですか？

●委員：尾之間という地域性を考えると、温泉もあり、農協や郵便局もあるので、それを一緒にの建物にという発想も出てくる。

●委員：旅行など行くと、物産とか地場産業に興味湧く。となると、食事場所もいいなあと思う。老若男女、人が集まる場所になってほしい。

●委員：尾之間支所は部屋も多いため、公募するのはどうか。

→委員：尾之間は、温泉もあるし、いろいろ利用できる。

→委員：地域活性化や産業振興という観点でいくと、今出ている意見ではダメなのでは。

●委員：尾之間庁舎は意外と広いからと、言っても中央公民館の図書室を移して閲覧室や学習室を備えるとそんなに広くはないのでは。平内の民具を移してもどのくらい確保できるか。

→委員：建物はそう小さくなく、意見が出ているのを3つか4つ入れたらスペースはすぐ埋まってしまう。例えば、1Fをホールにして足湯とかにすると。2Fに図書室、平内の民具。3Fに歯医者。4Fに個人事務所スペース、としたらすぐなくなる。

●委員：経営主体の問題、施設整備やソフトの問題、人の配置まで含めて町でできるのかというのがある。

→委員：町が、地域が求めるような施設を運営できるのか。

→委員：そういうことだ。

→委員：温泉の湯量も、尾之間温泉で使って残りをこまどり館に引いている。こまどり館で使うのをやめたら、庁舎に足湯として歩行浴にも使えば高齢者施設としての繋がりはある。

●委員：中央公民館を高齢者の方が利用する際、階段や2階に女子トイレがないことがネックだ。公民館機能を庁舎に移した場合、天井が低すぎてホールとしては無理だろう。だが、歴史民俗資料館や図書室としては問題ない。図書室も狭くて学習室などが欲しいという要望がある。そうなるとすぐ、1階から3階まで埋まって、空いているのは4階だけとなる。

●委員：この検討委員会の守備範囲はどんなものか。

→委員長：際限ないかも。

●委員：例えば、〇〇の施設にしてくださいとなると、当然経費がかかるが、それはそれでいいのだろうか。

委員長：先ほど、振興計画の審議会の話がでたが、私たちのこの委員会の結果を振興計画にどう位置付けてくれるのかというのが、我々の立場では。

→委員：「新町まちづくり計画」にある、町の進むべき方向。この方向性（人と自然の共生）は時代が変わっても変わらないのでは。屋久島の永遠の課題だ。南部の課題は、この庁舎で活かす。

→委員長：見方だと思う。産業振興もそうだろうし。南部にはIターン者も多く、都会並みの社会資本を求めるかもしれない。そのようなものにこの庁舎が応えられるのは何か、という見方もあっていいのでは。

→委員：もちろんそうだ。

→委員長：ただ、物販などになると、町が指定管理しているぼんたん館との関連も出てくる。農協が受けているが、繁盛しているという状況ではない感じなので、似通っているものを見るとどうなのかなあと感じる。農協の話にしても、庁舎に農協が入ったとして最初はいいかもかもしれないが、後年、さっと出て行かれたらどうするんだと思う。できれば、固定資産という形で整備して、購買、Aコープとワンストップという形がいいのだけれどもなあ。

→委員：なるほど。

●委員：農協や全農といったところを相手に、世界の屋久島で一勝負やってみませんかとできないものか。

●委員：この施設がどういうふうを活用していくのか。屋久島の将来計画というのは、基本的に今後も変わらないと思うが、この南部地区で具現化する事業化するのに、どんなものか、地域の活性化につながるのか、なかなかである。

→委員長：特に文化系は、経済的なことになると非常に弱い。しかし、町域の広い屋久島町において1箇所、ベースとなるものを据えて、公民館とつながるような方策があってもいいのかなあという視点もあるのでは。

●事務局：アンケートで出た意見を、現在所管課において、見解を示すように指示しています。結果は、次回以降に示せると思うが、今挙がっているものを一部紹介します。例えば、尾之間支所を道の駅の類にということに関して、近隣地域にぼんたん館もあるため、否定的な考えを持っている。これまでの取組の延長で考えると、ご理解できるのでは。また、公民館で活動しているようなことに対しても、そのような目的で庁舎を使うのは、非常にもった

いない。集落がやっていること、町がやっていること、それぞれPRが足りないのかもしれないが、サロン等を公民館でやっていることを知ってもらえば、わざわざ庁舎を活用しなくてもできることもある。委員の皆さんには、そのようなことも理解したうえで、ご検討いただければ。

●委員：これまで、柱になりそうな用途が出てきたが、高齢者のためのスペースや子どもたちのためのスペースはあってほしい。

→委員：子ども図書館とかは、各区に整理された方が行きやすいと思うが。うちの公民館にも子ども連れの方が多い。巡回図書の手も来るけど、やはり子ども連れが多い。

→委員長：図書館という認識で言うところとちょっと違うような気がする。

●委員：アンケートに、2階をホームセンター、3階を100円ショップ、衣料品や電気店にする。なんか住民の本音のような気がする。もしかしたら、農協にしてほしいということかもしれないが。

●委員：「りぼんかん」は、鹿児島市のような大きなところだからうまくいくんだろうなあ。

→委員：同意。

→委員：行ったことがある人、ホームページを見た人が、こういう意見をたくさん出している。民間のものもあるわけで、それを圧迫したらいけない。

●委員：長期振興計画は、いつ頃できあがるのだろうか。

→委員長：今年度中のようだ。

●委員：集落は、未来創生事業の何年間かの計画を出しているが、町は事業化しているのか。

→委員：各課で検討して、できるものは事業化し、できないものはできないとある。

→委員：できないなら、一言あってほしい。

●委員：尾之間は、支所機能を保健センターに移すことも可能である。保健センターも健診や選挙等もあるので、それがこれまで同様可能か疑問だが、それができたとして、尾之間支所を民間に売却することが可能か。そういう可能性があるか。

→委員：それは相手に計画を出させて・・・

→委員：どういう使い方をするのか・・・

→委員：要望のある図書館や平内倉庫など、一つずつ解決せねばならない。委員が言った斬新な活用法でいったときに、売却もまた一つの可能性かなと思い、聞いてみた。

→委員：図書室は、各集落の公民館にもある。

●委員：鹿児島市吉田の研修センターのような、研修棟と小規模の体育館、宿泊棟や食堂のようなものはできないか。熊毛でいえば、西之表ではあっぱーらんどに研修施設がある。屋久島の場合は、財団の研修センターがあるところだが、宿泊数は30人程度。この尾之間支所も研修施設として整えられる条件がそろっている。一部を宿泊できるようにしても、他のスペースは図書館や民具倉庫にも使える。中央公民館を体育館並みに使えないにしても、近隣に屋根付の広場もあるので、活用は図れるのでは。

●委員：じゃがいものおうちは、建物の一部を使わせてくれということなんですか。

→委員：土地だけ。

→委員：駐車場を、と書いてある。

●委員：全国的に「この施設が空きます。活用したい企業はありませんか」と募集することは可能なの？

→委員：HPもあるから・・・

→委員：希望や問い合わせがなければ、また違う方向性を考えないと。

→事務局：一応、HPに各支所の平面図等は掲載しているところだ。ただ、問い合わせが来ているかといったら、広く意見を求めているので、きたないだけだろうと思うが。

→委員：以前、宮之浦の旧病院施設への応募で「プチホテルに使いたい」とあったが、以前から福祉施設に使わないといけないという方針があったため、NOということになったように、取捨選択をしなければならない。

→事務局：あと、ネックは築40年というところかと。

→委員：ダメもとでやらねば。

→事務局：広く呼びかけようというのであれば、我々が思いつかない新たなアイデアがでてくるかもしれない。

→委員：逆にその方がいいのでは。

→事務局：そういう企業誘致ができれば、地域雇用も生まれるし、活性化にはつながるか。

→委員：住民からの意見を活かす方法もあるし、どちらを優先するかというのもまた・・・

●委員：私の意見としては、各部屋使うようにしてほしい。町が腹をくくって投資して、問題は、ランニングコストだ。人の配置も必要。安全面をしっかりとすれば、大変だ。

→事務局：安全面に関して、6月の議会でも話がでた。この検討委員会が立ちあがって協議を始めた段階だが、建物を貸すにしても活用するにしても、建物の信頼性を調べる必要があるのではと、議員からあった。耐震基準（現行は昭和57年）という問題でいくと、尾之間の建物は平成になって増築しているので、クリアされている。なので、それでもなおかつ、費用をかけて調査するのかとうことになる。安房にしても同様のことがいえる。宮之浦の場合は、昭和57年以前の建築物なので、耐震基準に合わないというのははっきりしている。

町長、副町長とも協議し対応は考えたい。

→委員：尾之間は大丈夫だというのは、聞いていた。

→委員：次の会は宮之浦だが、建物を利用することは頭に入れないで考えないといけないのか。

→事務局：宮之浦は、尾之間よりも10年以上古い建物で・・・

→委員：昭和40年築。

→委員：あの施設を利用して老人の憩いの空間とか考えてもダメなのか。考えても実現性はないけれども。

→事務局：建築基準法による用途変更をするとすると、図面をきちいと整備すべきだということだ。

●委員長：尾之間について、話が大体出たのでは。中央公民館も含めて話をしたときに、古い中央公民館がなくなったとしたら、現状一番困るのは、おそらく尾之間の敬老会なのではと思う。それが確保できるスペースがあれば、やくコミュニティは、既存の社会体育施設でも可能なわけで。

→事務局：中央公民館という適したものがあるから使っている。

→委員：例えば、大会議室の機能を支所の1階でとれば、コミュニティも夜は使える。

→委員：ただ、ここを全部企業が使うとなると、中央公民館を残して、2階にちゃんと女子トイレを作ってほしい。階段も高齢者でもスムーズに上げれるような改修をしてほしい。

→委員長：ここを何かに使う、あるいは使うところないですか、ということになっても、補修をしてからということにならないのか。

→委員：全体を補修したら、億以上いくのでは・・・

→委員：中央公民館と支所はどっちが古いのか。

→事務局：中央公民館が古い。

→委員長：どのみち、大規模にやらないといけなくなるのでは。支所と中央公民館とを一緒に考えるべき視点なのかなと思う。